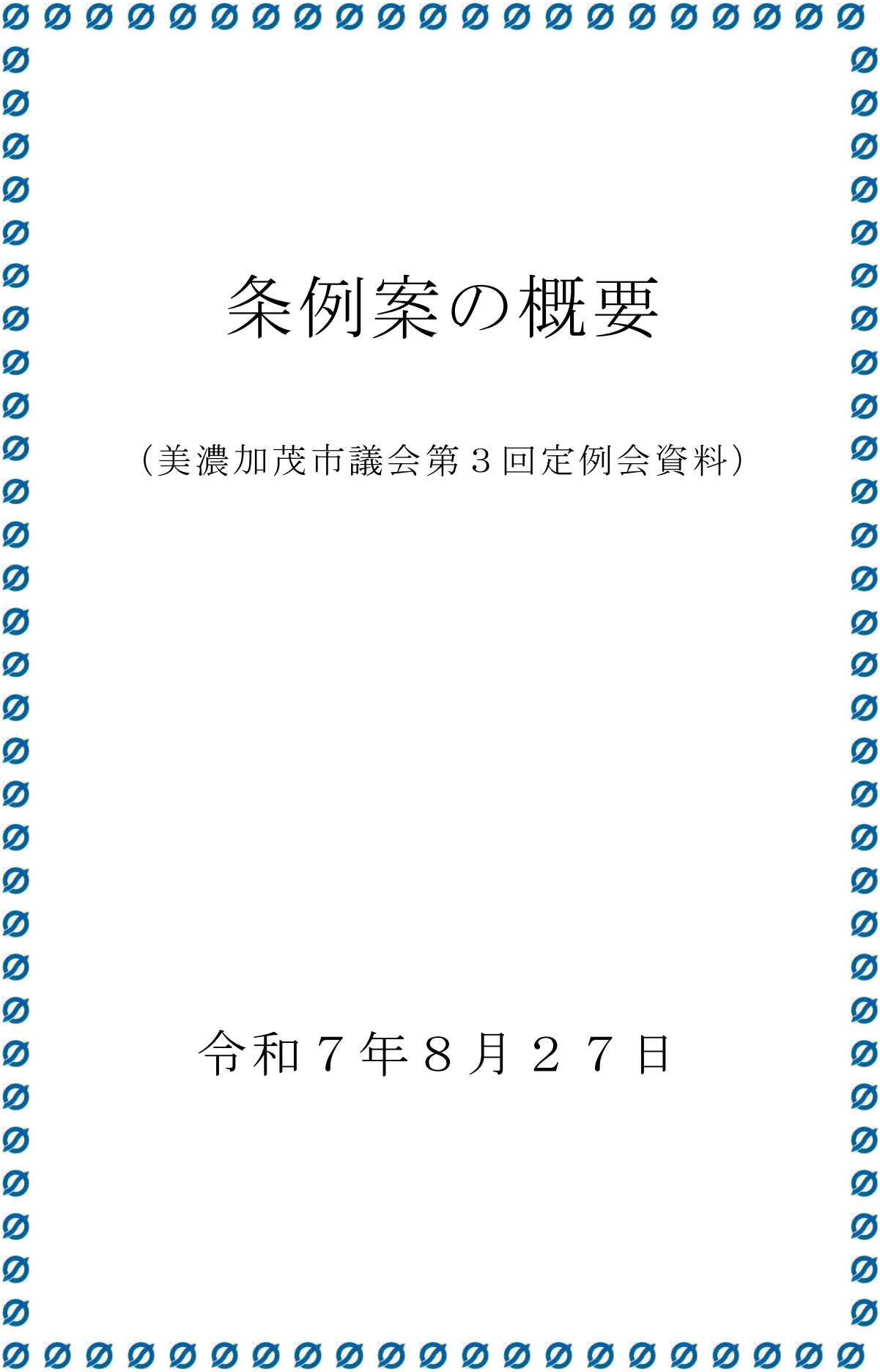




条例案の概要

(美濃加茂市議会第3回定例会資料)

令和7年8月27日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議第 4 5 号	美濃加茂市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	1
議第 4 6 号	美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	2
議第 4 7 号	美濃加茂市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について	3
議第 4 8 号	美濃加茂市議会議員及び美濃加茂市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について	4

〔議第 4 5 号〕

美濃加茂市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

【議案書： 1 頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 2 2 1 号）
条例改正に影響する施行日	令和 7 年 6 月 1 日
改正された法令	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 1 8 年政令第 3 7 9 号。以下「政令」という。）
条例改正に影響する条	第 2 1 条

○ 条例改正趣旨

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和 6 年 6 月 2 1 日に公布され、政令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 条項の整理（第 3 条第 6 号関係）

政令に新たな条が追加されたことにより発生した引用条文の条ずれを解消するために「令第 2 1 条第 2 項第 1 号」を「令第 2 2 条第 2 項第 1 号」に改めます。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、公布の日から施行します。

〔議第 4 6 号〕

美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

【議案書：3 頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 1 号）
条例改正に影響する施行日	令和 7 年 7 月 1 日
改正された法令	災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）
条例改正に影響する条等	第 2 条第 1 号

○ 条例改正趣旨

災害対策基本法等の一部を改正する法律の公布に伴い、災害対策基本法における災害の定義について、異常な自然現象の例示として「地盤の液状化」が追加されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 異常な自然現象の例示の追加（第 1 8 条の 2 関係）

特殊公務の対象となる異常な自然現象の発生時の具体的な例示として、「地盤の液状化」を追加します。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、公布の日から施行します。

〔議第 4 7 号〕

美濃加茂市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

【議案書：5 頁】

◎ 改正の概要

これまで書記は、1 人と限定していましたが、多様な組織体制が取れるよう他の行政委員会と同様に書記の人数の規定を無くすものです。

◎ 改正の主な内容

○ 書記の人数の規定の改正（第 3 条関係）

書記の規定中「1 人」を削ります。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、公布の日から施行します。

〔議第 4 8 号〕

美濃加茂市議会議員及び美濃加茂市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について

【議案書：6 頁】

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 2 0 0 号）
条例改正に影響する施行日	令和 7 年 6 月 4 日（公布の日）
改正された法令	公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）
条例改正に影響する条	第 1 1 0 条の 4

○ 条例改正趣旨

公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和 7 年 6 月 4 日に公布され、国会議員の選挙について、選挙運動用ポスター等の作成の公営に関する経費に係る限度額が引き上げられたことに伴い、市議会議員又は市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する経費について、国政選挙に準じて限度額を引き上げるものです。

◎ 改正の主な内容

○ ポスターの公営に要する経費に係る限度額の引上げ（第 2 条関係）

限度額の算出式は、次のとおりとなります。

改正前

$$1 \text{ 枚当たり限度額} = \frac{541.31 \text{ 円} \times \text{ポスター掲示場の数} + 316,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場の数}}$$

改正後

$$1 \text{ 枚当たり限度額} = \frac{586.88 \text{ 円} \times \text{ポスター掲示場の数} + 316,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場の数}}$$

◎ 施行期日等（附則）

○ 施行期日（第 1 項）

この条例は、公布の日から施行します。

○ 経過措置（第 2 項）

改正後の美濃加茂市議会議員及び美濃加茂市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、

施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によることとします。